

○財務省告示第十八号

国債の発行等に關する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年十二月二十一日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年一月十三日

財務大臣 菅 直人

一 名称及び記号 国庫短期証券（第七十五回）

二 発行の根拠 特別会計に關する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。価格競争入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札

五 募入決定の方法 各申込みのうち応募額の高いものからその応募額を順次割り当てる。

「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。

を定めるものによる発行（以下「特別参加者」という。）に、財務大臣が各国債市場に於いて、同時に発行される入札

イ 価格競争入札発行 各申込みのうち応募額の高いものからその応募額を順次割り当てる。



